

東浦町建築物等における木材の利用の促進に関する方針

1 趣旨

この方針は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮に貢献すること等に鑑み、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項及び「愛知県木材利用促進条例」（令和3年愛知県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、愛知県が定めた「木材利用の促進に関する基本計画」に即して、必要な事項を定める。

2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「木造化」とは、建築物の新築、増改築にあたり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、けた等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (2)「木質化」とは、建築物の新築、増改築、改修等にあたり、室内に面する部分（天井、床、壁等）及び屋外に面する部分（外壁等）に木材を利用することをいう。
- (3)「国産材」とは、国内で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものをいう。
- (4)「県産木材」とは、県内で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものをいう。

3 基本的事項

(1) 木材の利用を促進する公共建築物

木材の利用を促進する公共建築物は、建築基準法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち、町が整備する公共の用又は公用に供する建築物で、広く住民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

(2) 町の責務

町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。また、公共工事において木材に代替できる工事用資材については積極的に木質資材の利用を推進する。

(3) 民間建築物等における木材の利用

住宅における木材利用のほか、商業施設やオフィス等の非住宅分野においても、木造化及び木質化が進められるように働きかける。

4 木材の利用の目標

(1) 木造化の推進

町が新たに整備する公共建築物については、原則、木造化とする。ただし、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除く。

(2) 木質化の推進

整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的に進める。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

ウ 経済比較、維持管理コスト及び耐用年数の観点から検討し、木質化にすることで著しく不利益になる場合

(3) 使用する木材の産地

木造化及び木質化を推進するにあたって使用する木材は原則として国産材とし、特に県産木材の利用を最も優先するものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

町が整備する公共施設に係る工作物については、安全性、経済性及び維持管理等配慮すべき事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

町が使用する備品及び消耗品については、町の策定した「環境物品等の調達推進を図るための方針」に基づき、木材を原材料としたものを導入するように努める。

(6) 民間建築物等における木材の利用

民間建築物等については、木造化が進められるように働きかける。また、木造が困難な民間建築物等においては、内装及び備品等において木質化が進められるように働きかけを行う。

5 木材の利用の促進に必要な事項

公共建築物等の整備においては、広く住民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、住民に好印象を与えるような木材の利用に努めるとともに、次の事項に留意する。

(1) 設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画、設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体、廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

こうした公共建築物で考慮すべき事項について、民間建築物においても普及を図る。

(2) 備品及び消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定の締結の申出があ

った場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

附 則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。